

03 金融庁 構造特区第25次 再検討要請回答

管理コード	030010	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	クラウドファンディングの規制緩和	都道府県	長野県	
		提案事項管理番号	1015030	
提案主体名	長野県			

制度の所管・関係府省庁	金融庁		
該当法令等	金融商品取引法施行令 第 15 条の7第4号		
制度の現状	<p>ファンド形態の投資型クラウドファンディングについては、現行の金融商品取引法の下において、第2種金融商品取引業者として金融庁に登録する必要がある(最低資本金は 1,000 万円)。</p>		

求める措置の具体的内容	インターネットサービスの自由化、特にクラウドファンディングの規制緩和を図ること。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】</p> <p>インターネットを通じてベンチャー企業などが投資家から資金を調達するクラウドファンディング制度のうち、投資型については、第2種(最低資本金 1,000 万円)の金融商品取引業者としての登録等が必要なため、新規参入が進まず資金が円滑に供給されていないので、この要件の緩和を図る。</p> <p>【提案理由】</p> <p>長野県では、地域課題解決型ビジネスや、特産品を活用した産業の創出、地域の事業者による新たな取組などを成功させるため、創業サポート強化事業などを実施している。</p> <p>こうした新たな事業創出への取組を活発化するには、現行の資金調達手段に加え、民間による地域に根差したいわゆる「ふるさと投資」の視点を踏まえた新たな資金調達チャネル(投資手段)が重要である。</p> <p>そのためには、新たな資金調達・投資を行う事業者となる「第2種金融商品取引業者」による事業活動を活発化する必要があり、これら事業への参入を促進するため、最低資本金などの規制緩和の早期運用を要望する。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	I
<p>規制改革実施計画(平成 25 年6月 14 日閣議決定)も踏まえ、投資型クラウドファンディングの利用促進策を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を第 186 回国会に提出(平成 26 年3月 14 日)するなど、投資型クラウドファンディングの利用促進に向けた制度整備に取り組んでいるところである。</p>				

同制度整備においては、少額(発行総額1億円未満、1人当たり投資額 50 万円以下)の投資型クラウドファンディングのみを扱う業者について、参入要件等の緩和(第2種金融商品取引業者については、最低資本金を 1,000 万円から 500 万円に引き下げる等)を行うこととしている。

上記のような参入要件等の緩和によって、投資型クラウドファンディングを扱う業者の新規参入が促進され、提案事項は実現されるものとする。

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請

右の提案主体からの意見を踏まえ、事業実施が可能となるまでのスケジュール等について回答されたい。

提案主体からの意見

投資型クラウドファンディングの利用促進策を盛り込んだ法律案を提出するなど制度整備に取り組んでいる旨の回答を頂いたが、本法律案に基づく参入要件等の緩和について、運用までの具体的なスケジュール、見直しについてご教示いただき、早期実施に配慮願いたい。

再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	I
-------------	-------------	---	-------------	---

投資型クラウドファンディングの利用促進策を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成 26 年3月 14 日第 186 回国会提出)が、同年5月 23 日に成立し、同月 30 日に公布された。今後は、公布後1年以内の施行に向け、関係政令・内閣府令の整備を行う。あわせて、自主規制機関において、自主規制規則の整備が行われる予定。